

御意見及び内閣府の考え方

番号	御意見	内閣府の考え方
1	<p>「被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。」という規定は、西暦にのみ適用されるのか。</p> <p>例えば、平成 23 年の 30 年後は平成 53 年だが、平成 53 年はないため、西暦にのみ適用されるのか。</p> <p>和暦表記だと 30 年経過しているのかすぐに判断できないので見逃す恐れがある。</p>	<p>当該規定において、元号は記載されておらず、西暦か和暦かにかかわらず「三十年」の経過により適用されます。本政令案とは直接関わりがありませんが、御参考として、「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ)において、「法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効」とされています。</p>
2	<p>現在の、裁判所による公示送達等は、あろう事か公示についての台帳作成や記録の保存等を行っておらず、その様な状況の発生は不適切であるので、公示催告等の公示の事態については、その記録を、長期間（少なくとも 10 年）保存しておくべきと考える。</p>	<p>本政令案においては、負担の少ない調査方法で公示催告の申立てを可能とする手続等を定めるものであり、公示催告に係る記録の保存期間については、当府の所管外であり、本意見募集の対象外です。</p>